

[別 紙]

様式 1

事業報告書

(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団長寿会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 広島県広島市安芸区中野五丁目13番30号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成6年11月30日

- (4) 設立登記年月日 平成6年12月7日

- (5) 役員及び評議員

| 氏名 | 備考 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種 類 | 施設の名称 | 開 設 場 所 | 許可病床数 |
|----------|---------------|-------------------|----------------------|
| 診療所 | はたのリハビリ整形外科 | 広島市安芸区中野五丁目13番30号 | 一般病床 4床 |
| 診療所 | あおぞら診療所 | 広島市安芸区中野七丁目22番11号 | 無 床 |
| 介護老人保健施設 | 老人保健施設せのがわ | 広島市安芸区中野六丁目8番2号 | 入所定員 84名 通所定員 40名 |
| 介護老人保健施設 | 老人保健施設はたのリハビリ | 広島市安芸区中野五丁目13番30号 | 入所定員 15名 |

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|----------------------|-------------------|-----------------|
| 訪問看護ステーション瀬野川 | 広島市安芸区中野七丁目22番6号 | 訪問看護ステーション |
| はたのリハビリ居宅介護支援事業所 | 広島市安芸区中野東六丁目3番36号 | 居宅介護支援事業所 |
| はたのリハビリふるさと居宅介護支援事業所 | 広島市安芸区中野七丁目21番18号 | 居宅介護支援事業所 |
| ヘルパーステーション長寿会 | 広島市安芸区中野東六丁目3番36号 | 訪問介護事業所 |
| はたのリハビリデイサービスセンター | 広島市安芸区中野五丁目13番28号 | 通所介護事業所 |
| 時計台デイサービスセンター | 広島市安芸区中野東六丁目3番36号 | 通所介護事業所 |
| はたのリハビリ福祉用具貸与・販売事業所 | 広島市安芸区中野五丁目14番10号 | 福祉用具貸与・販売事業所 |
| グループホームはたのリハビリ | 広島市安芸区中野六丁目14番2号 | 認知症対応型共同生活介護事業所 |
| ショートステイはたのリハビリ | 広島市安芸区中野六丁目14番2号 | 短期入所生活介護事業所 |
| シルバーホームはたのリハビリ | 広島市安芸区中野東六丁目3番36号 | サービス付き高齢者向け住宅 |

| | | |
|----------------------------------|-----------------------|------------------|
| はたのリハビリふるさと・ | 広島市安芸区中野七丁目 22 番 6 号・ | サービス付き高齢者向け住宅 |
| はたのリハビリふるさと別館 | 広島市安芸区中野七丁目 21 番 16 号 | サービス付き高齢者向け住宅 |
| 広島市瀬野川東地域包括支援センター【広島市から依頼を受けて管理】 | 広島市安芸区瀬野二丁目 17 番 33 号 | 地域包括支援センター |
| 複合型サービスふるさと・ | 広島市安芸区中野七丁目 22 番 6 号・ | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 |
| すくすく保育園・ | 広島市安芸区中野六丁目 8 番 2 号・ | 認可外保育施設 |

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

| 種 類 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|-----|---------|-----|
| | | |
| | | |

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

(令和 3 年 4 月 3 日) はたのリハビリふるさと別館建築の件
はたのリハビリふるさと居宅介護支援事業所開設の件
定款の変更
令和 3 年 6 月 1 9 日 定款の一部変更
理事の退任ならびに新理事選任の件
令和 3 年 7 月 3 1 日 令和 2 年度決算の承認
令和 3 年 1 2 月 2 0 日 ゴルフ会員権利用規程承認の件
令和 4 年 5 月 2 9 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6) については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7) 以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要領の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を発行する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

サービス付き高齢者向け住宅はたのリハビリふるさと別館開設(令和4年6月1日開設予定)
はたのリハビリふるさと居宅介護支援事業所開設(令和4年6月1日開設予定)

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団長寿会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安芸区中野五丁目13番30号

財 産 目 録
(令和4年5月31日現在)

| | |
|------------|--------------|
| 1. 資 産 額 | 2,511,504 千円 |
| 2. 負 債 額 | 611,255 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 1,900,249 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|-----------|
| A 流 動 資 産 | 1,014,915 |
| B 固 定 資 産 | 1,496,589 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 2,511,504 |
| D 負 債 合 計 | 611,255 |
| E 純 資 産 (C-D) | 1,900,249 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 医療法人社団長寿会
 所在地 広島市安芸区中野五丁目13番30号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和4年5月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------|-----------|--------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| I 流動資産 | 1,014,915 | I 流動負債 | 139,847 |
| 現金及び預金 | 706,917 | 買掛金 | 2,069 |
| 社会保険未収入金 | 8,082 | 未払金 | 113,608 |
| 国民保険未収入金 | 216,890 | 前受金 | 4,820 |
| 労災未収入金 | 685 | 預り金 | 11,256 |
| 自賠責未収入金 | 1,556 | 借入金 | 0 |
| 棚卸資産 | 6,055 | 未払消費税等 | 2,081 |
| 貯蔵品 | 4,230 | 未払法人税等 | 6,013 |
| 前払金 | 1,000 | II 固定負債 | 471,408 |
| 前払費用 | 739 | 長期借入金 | 89,912 |
| 未収入金 | 56,579 | 預り敷金 | 8,626 |
| 立替金 | 13,882 | 退職給与引当金 | 108,970 |
| 貸倒引当金 | △ 1,700 | 役員退職慰労引当金 | 263,900 |
| II 固定資産 | 1,496,589 | | |
| 1 有形固定資産 | 1,195,778 | | |
| 建物 | 886,173 | | |
| 建物付属設備 | 208,086 | | |
| 構築物 | 38,265 | | |
| 車両運搬具 | 611 | | |
| 器具備品 | 29,413 | | |
| 一括償却資産 | 5,113 | | |
| 土地 | 28,117 | | |
| 2 無形固定資産 | 137,544 | | |
| 借地権 | 29,241 | | |
| 電話加入権 | 578 | | |
| 権利金 | 91,580 | | |
| ソフトウェア | 14,080 | | |
| 水道施設利用権 | 2,065 | | |
| 3 その他の資産 | 163,267 | | |
| 出資金 | 80 | | |
| 会員権 | 8,786 | | |
| 保険積立金 | 140,334 | | |
| 敷金 | 7,930 | | |
| 長期前払費用 | 3,473 | | |
| リサイクル預託金 | 583 | | |
| 施設整備負担金 | 2,081 | | |
| 資産合計 | 2,511,504 | | |
| | | 負債合計 | 611,255 |
| | | 純資産の部 | |
| | | 科 目 | 金 額 |
| | | I 出資金 | 0 |
| | | II 剰余金 | 1,900,249 |
| | | 設立等積立金 | 1,832,302 |
| | | 繰越利益剰余金 | 67,947 |
| | | III 評価・換算差額等 | 0 |
| | | 純資産合計 | 1,900,249 |
| | | 負債・純資産合計 | 2,511,504 |

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団長寿会
 所在地 広島市安芸区中野五丁目13番30号

| | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|

損 益 計 算 書
 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| I 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 1,041,921 |
| 2 事業費用 | 985,627 |
| 本来業務事業利益 | 56,294 |
| B 附帯業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 735,059 |
| 2 事業費用 | 802,601 |
| 附帯業務事業損失 | 67,542 |
| 事業損失 | 11,248 |
| II 事業外収益 | |
| 受取利息・配当金 | 9 |
| 雑収入 | 50,290 |
| III 事業外費用 | |
| 支払利息 | 777 |
| 経常利益 | 38,274 |
| IV 特別利益 | |
| 国庫補助金収入 | 30 |
| V 特別損失 | |
| 固定資産圧縮損 | 0 |
| 退職給付引当金繰入 | 0 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 0 |
| 税引前当期純利益 | 38,304 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 12,528 |
| 当期純利益 | 25,776 |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

法人名 医療法人社団長寿会
 所在地 広島市安芸区中野五丁目13番30号

| | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| ※医療法人整理番号 | | | | |
|-----------|--|--|--|--|

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 資産総額 (千円) | 事業の 内容 | 関係 事業者 との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|--------------------|----|-----|--------------|-----------|-------------------|-----------|------------------|----|------------------|
| (取引条件及び取引条件の決定方針等) | | | | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | | | | |

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係 事業者 との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|--------------------|----|----|-------------------|-----------|------------------|----|------------------|
| (取引条件及び取引条件の決定方針等) | | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | | |

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団長寿会
理事長 畑野 榮治 殿

私は、医療法人社団長寿会の令和3年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年7月30日

医療法人社団長寿会

監事

*監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

*社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。